

# 令和4年度事業報告書

## 1 運営事項

### (1) 理事会の開催

令和4年度は、理事会が3回、対面方式及びZoom会議システム方式により開催され、総会に関連する事項、執行役員の承認、本部事務局長、養育費等相談支援センター長の承認、業務執行理事による業務執行状況報告等が承認された。

定款第37条によるみなし決議については、6回開催され、正会員合計18名の入会承認と安全管理規程、個人情報の保護に関する規程、情報公開規程、運営細則の改定などの承認が行われた。

### (2) 福岡相談室の閉室

福岡相談室は、かねて主要会員の健康上の問題や新規加入会員の不足などの事情により、面会交流支援事業を始めとする各種事業の継続が困難になったことから、令和5年3月31日付で閉室した。

これに伴い、令和4年3月31日現在60名であった会員（正会員、特別会員及び賛助会員）のうち56名が退会し、残った4名の正会員は、東京相談室所属に移行した。

### (3) 正会員、特別会員及び賛助会員の増減について（第1号議案参考資料①）

令和5年4月1日現在の正会員数は235人（令和4年3月31日現在と比較して15人減）、特別会員数は750人（同3人減）、賛助会員は235人（同12人減）、会員合計1220人（同30人減）となっている。

多くの相談室では会員が増加したものの、福岡相談室の閉室に伴い、全体数は大きく減少した。

なお、法人会員数は5法人である。

### (3) 財政事情

各相談室ともコロナ禍による事業活動の自粛から回復基調となったことによって事業収益が大幅に増え、ほぼコロナ禍前の水準に戻った。また、養育費等相談支援センター事業の受託契約金が増額したことや各相談室が自治体等から受託する事業が増えたことにより、事業受託収益も増加した。

一方、事業活動の回復に伴い人件費や会場借上げ料等の必要経費が増加した。また、公益法人として個人情報の保護を強化するために令和5年3月にプライバシーマークを取得したことから、この費用も必要経費となっている。

結果、令和4年度は最終的には700万円弱の黒字にとどまった。事業の活性化、経費の削減等により財政基盤の安定化を図る必要がある。

### (4) 管理運営

#### ア 事業検討委員会、業務執行役員会

事業検討委員会は、対面方式及びZoom会議システム方式により、ほぼ毎月実施され、必要事項の協議を行ったほか、本部、東京相談室各事業部、各相談室及び養育費等相談支援センターからの報告を受けて情報の共有に努めた。また、事業検討委員会での検討結果を各相談室へ連絡した。

拡大業務執行役員会は、令和5年2月、法制審議会家族法制部会の中間試案に対するパブリックコメントを提出する際に開催された。

#### イ 事務長事務打合せ

全国相談室の事務長事務打合せは、令和4年11月10日、対面方式及びZoom会議システム方式により開催された。内容は、(1)当法人全体の運営にかかる経費を各相談室が分担することについて、(2)面会交流支援機関を認証する機関(ACCSJ)への対応について、(3)プライバシーマークの取得に伴う個人情報の管理について、などが議論された。

#### ウ 面会交流支援担当者連絡会

各相談室において面会交流支援を担当する支援者連絡会は、令和5年1月、対面方式及びZoom会議システム方式により開催された。内容は、面会交流支援の在り方や支援条件、子どもの意思の尊重、親ガイダンス、リモート面会交流の今後の可能性等について意見交換し、また、他の面会交流支援機関についても情報交換がなされた。

#### エ 会計担当者事務打合せ

各相談室において会計事務を担当する会員との事務打合せは、令和5年2月、対面方式及びZoom会議システム方式により開催された。内容は、顧問税理士による講義、各相談室における事務処理上の諸問題等について意見交換をした。

#### オ 各相談室の事業運営

各相談室とも、定例会議を実施し、相談室通信等を作成、配布し、所属の会員のみならず、全国の相談室への情報発信も積極的に行っている。

また、各相談室において新型コロナウイルス感染防止対策を徹底したことにより、活動に重大な支障が生じることなく、概ね順調に活動を進めている。その結果、ほぼコロナ禍前の事業活動に戻りつつあり、さらに、各相談室が所在する近隣の地方公共団体等の関係機関から委託を受ける事業が増えてきている。

## 2 事業内容

### (1) 本部事業

#### ア 家庭問題情報誌「ふあみりお」の発行配布

日本宝くじ協会の助成を受け、「ふあみりお」を全国3,300件の関係機関、個人等に無料配布するとともに、ホームページにバックナンバーを掲載した。

本年度は86号から88号を発行したが、各号の令和家族考、アラカルト、海外トピックスのテーマ及び執筆者は次の通りである。

第86号については、令和家族考「非行からの立ち直りを支えるものとは—非行から離脱した人のライフストーリーから—」大阪経済大学人間学部教授坂野剛崇氏、アラカルト「コロナ禍における当事者支援Ⅰ一面会交流支援—」東京相談室会交流事業部、海外トピックス「アタッチメント理論からみた離婚問題」日本女子大学家政学部教授岡本吉生氏がそれぞれ執筆した。

第87号については、令和家族考「多様化する家族と家族法—子の養育を中心に、そのありかたを考える—」立命館大学名誉教授二宮周平氏、アラカルト

「コロナ禍における当事者支援Ⅱ—後見事業—」東京相談室後見事業部、海外トピックス「胎児の生命か、女性の選択権か一米、連邦最高裁の人工妊娠中絶についての判断を巡って—」編集委員笠松奈津子氏がそれぞれ執筆した。

第88号については、令和家族考「離婚後の家族に対する当事者支援のこれからー近時の子ども関連立法の動きを踏まえてー」弁護士池田清貴氏、アラカルト「コロナ禍における当事者支援Ⅲ—相談事業—」東京相談室相談事業部、海外トピックス「カナダ法における面会交流とDV」東北大学大学院法学研究科准教授ローツ・マイア氏がそれぞれ執筆した。

#### イ 定期的掲載原稿

日本加除出版社『戸籍時報』の「家庭問題よろず相談室」、同『住民行政の窓』の「ファミリーカウンセラーの窓から」、人権擁護協力会『人権のひろば』の「家庭問題カウンセリングルーム」等のコラム欄を会員が分担執筆した。

#### ウ 啓発図書の出版・販売

令和4年度に新しく出版した刊行物はない。従前から引き続いて販売、頒布しているものは次のとおりである。

- ①「面会交流支援の現状と課題Ⅱ」平成30年、大阪相談室（1,500円税込）
- ②「別居・離婚後の子の最善の利益の実現と親子関係の再構築—面会交流の実情と考察—」（一般財団法人司法協会助成の調査研究報告書）平成28年、（司法協会の了解を得て販売1,000円税込）
- ③「離婚した親と子どもの声を聴く—養育環境の変化が子どもに及ぼす影響—」平成17年（800円税込）
- ④「子どもが主人公の面会交流—離婚後も子どもの成長を支える父母からの贈り物—」平成24年（324円税込）

#### エ 広報

- ① 令和4年度、マスコミなどからの取材が全国で19件あった。
- ② 各相談室においてホームページを作成しているが、近年はホームページが情報発信の起点となっていることから、一層の工夫が必要である。
- ③ 情報公開規程に基づき、定款、運営細則、各種規程、役員名簿、財務諸表等をホームページに掲載して一般の閲覧に供している。

#### オ 個人情報保護

個人情報保護に関する社会的な信頼を高めるため、令和5年3月、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得した（登録番号第10940051号）。契約期間は令和5年3月1日から同7年2月28日までである。

#### (2) 相談事業及び調停手続事業（ADR）（第1号議案参考資料②）

##### ア 相談事業

面接相談は509件で前年度501件から微増。電話相談は1,924件で前年度1,703件から13%増加した。コロナ禍により、相談者も相談員も対面による面接相談を自粛する傾向が続いている。

令和4年度は、大阪・名古屋・千葉・広島相談室で無料相談会を実施した。

#### イ 地方公共団体等からの委託

東京相談室は川口市、西東京市等4市から、大阪相談室は明石市等9自治体から、千葉相談室は松戸市等2自治体から、宇都宮相談室は小山市から、広島相談室は広島市等4自治体から、横浜相談室は社会福祉法人乳児保護協会から、新潟相談室は富山県からそれぞれ事業委託を受け、相談員の派遣を行っている。

なお、東京相談室及び広島相談室は相談員の派遣だけでなく、離婚前後の親支援講座の実施についてもそれぞれの自治体から受託している（委託先における相談件数等は事業統計には算入していない。）。

#### ウ 調停手続事業（ADR）

令和4年度の受理件数は、東京相談室、大阪相談室及び名古屋相談室合計で15件であり、前年度から横ばいである。

東京相談室では、申込受付をホームページから可能にするなどして利用者の利便性を図っている。

法務省からオンライン調停に関するガイドラインが示されたことを受け、「調停手続事業（ADR）に関する規程」の改訂を検討している。

### (3) 親子の面会交流支援事業

#### ア 各相談室における面会交流支援事業

コロナ禍による中止や延期が尾を引いて、令和4年度の新受件数は全相談室で379件と、前年度389件からさらに微減となった。一方で、支援回数は6,234回（前年4552回）と急増している。コロナ禍によって中断していたケースが再開されたことに加え、新受の支援ケースの支援実施率が高まっている。

また、東京相談室、名古屋相談室、新潟相談室及び松山相談室では、オンラインによる面会交流支援も始めている。

コロナ禍の期間、中止又は延期したケースについて、再開の際や更新契約の手順等で混乱することが懸念されたが、各相談室ともスーパーバイザーとの連携や事例検討会などによって当事者対応の情報共有に努めた。

#### イ 地方公共団体等からの面会交流支援事業の受託

東京相談室及び千葉相談室、大阪相談室、新潟相談室は、それぞれ、地方公共団体から委託を受けている母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関から面会交流支援事業の再委託を受けている。

### (4) 後見、後見監督等に関する事業及び公正証書遺言者への支援事業

#### ア 後見事業

後見事業の新受件数は全相談室合計で32件、旧受が253件、既済が29件であり、前年度とほぼ横ばいである。当事者対応が困難な事例も増えていることから、担当者に対する指導、助言やサポート態勢を充実させることが課題である。

後見事業について、特筆すべきは千葉相談室で、県内の各市町村等地域に密着した積極的な広報活動や市民後見人の育成など、千葉モデルといつてよい事業展開が行われている。

#### イ 公正証書遺言者への支援事業

公証役場への証人推薦件数は、全相談室合計が7,907件であり、前年度6,577件より20%増加し、コロナ禍前の水準に戻っている。

各相談室とも証人候補者となる会員に対する研修を実施し、公証役場や遺言作成者からの信頼を損なうことのないように対策を講じている。

- (5) 家庭問題に関する調査・研究事業、セミナー・講演会の開催事業、講師・鑑定人の推薦事業、子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦事業

ア 家庭問題に関する調査・研究事業

各相談室は、相談、面会交流支援及び後見事務に関する事例の分析・研究を継続して実施した。

イ セミナー事業

各相談室ともコロナ禍の影響を受け、セミナーに代わり、無料相談会等を実施した。松江相談室では設立15周年記念講演会を実施した。

ウ 講師・鑑定人の推薦事業

講師派遣は全相談室合計112件となり、前年度88件より約30%増加した。依頼の内容は、離婚後の親子の面会交流、養育費確保等に関する問題が多い。従前から依頼の多い内容ではあるが、社会的な関心が高まり、自治体においてひとり親家庭への支援施策が広がりつつあると言える。

鑑定人の推薦は、東京相談室で刑事鑑定1件だった。令和元年度から刑事弁護人からの相談（コンサルテーション）に応じているが、令和4年度は相談がなかった。

エ 子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦

全相談室合計で30件、前年度37件より約20%減少したが、全て執行補助者としての依頼だった。執行官等が執行補助者に対する理解を深めしたことにより、当法人への期待が高まっている。

なお、ハーグ条約に基づく子の返還を実現するための子の引渡しの強制執行については依頼がなかった。

- (6) 家庭問題に関する公的機関からの受託事業

ア 養育費等相談支援センター事業

養育費等相談支援センター事業は、厚生労働省の委託事業として一般競争入札により受託してきたところ、令和4年度も継続して受託した。

主要な事業内容は、①自治体の相談員等に対する相談支援、②ひとり親家庭や離婚を考えている当事者に対する相談支援、③自治体の相談員等に対する研修、④ホームページ、セミナー等による広報・情報提供、などである。このうち、①及び②の令和4年度の相談件数は3,880件であり、前年度の3,902件と比べてほぼ横ばいだったが、コロナ禍前の令和元年度の5,660件と比べると31%の減少となった。しかし、ホームページ上に設けたチャットボットの利用件数は養育費の手続き確認を中心に2,198件あり、同種相談のニーズが高いことがうかがえた。

自治体の相談員等に対する研修については、全国研修会、専門相談員等研修会、地域研修会（全国8か所）を全てオンラインで行った。セミナーは、大阪

府及び東京都で、対面方式で行った。

また、情報誌ニュースレターは、28号及び29号を発行し、全国の自治体等に配布した。

なお、同事業は令和5年度からこども家庭庁の所管となり、名称も「養育費・親子交流相談支援事業」と変更して、令和5年度も引き続き事業を受託することが確定している。

イ ハーグ条約に係る面会交流支援事業

令和4年度も外務省からの受託団体の認証を得た。

ハーグ条約に係る面会交流の支援依頼が1件あり、広島相談室の支援により、合計5日間にわたる面会交流の支援を行った。

なお、令和5年度も外務省から受託団体としての認証を受けた。今後は、オンラインによる面会交流支援についても依頼があれば実施する予定である。

ウ 地方公共団体等関係機関からの委託事業

上記(2)のイに記載したとおり、地方公共団体や関係機関からの事業委託が増加している。今後も事業委託に関する相談や打診が増えることが予想されることから、各相談室の特色を生かしつつ、関係機関との連携を一層進めてゆく必要がある。

参考資料① 会員数増減表

FPIG会員数（令和4年3月31日現在）

相談室	東京	大阪	名古屋	福岡	千葉	宇都宮	広島	松江	横浜	新潟	盛岡	松山	合計
正会員	84	43	17	17	34	7	12	6	14	5	7	4	250
特別会員	311	55	64	35	64	13	24	6	114	23	22	22	753
賛助会員	14	40	19	8	5	9	80	18	0	24	26	4	247
合計	409	138	100	60	103	29	116	30	128	52	55	30	1250

注1 法人会員は5団体

FPIG会員数（令和5年4月1日現在）

相談室	東京	大阪	名古屋	千葉	宇都宮	広島	松江	横浜	新潟	盛岡	松山	合計
正会員	88	43	16	34	7	12	8	13	3	7	4	235
特別会員	318	59	66	70	18	25	5	119	21	23	26	750
賛助会員	13	40	21	3	9	80	18	0	23	24	4	235
合計	419	142	103	107	34	117	31	132	47	54	34	1220

注1 法人会員は5団体

參考資料② 事業統計

令和4年度相談室別事業統計

2023. 5. 1

## 令和4年度(2022年度) 相談件数(電話・メール)の推移(グラフ)

作成日 2023.04.03

